

(別紙)

諮問番号：令和6年諮問第1号

答申番号：令和6年答申第1号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受ける審査請求人に対しなした令和2年8月26日付け保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成26年5月19日、処分庁は、審査請求人に対して、法に基づく保護を開始した。
- 2 令和2年7月7日、審査請求人は、負傷し、同年8月3日、当該負傷が原因で退職となったことを審査庁に申し出た。
- 3 令和2年8月26日、処分庁は、2を受けた勤労収入の喪失を理由として、同年9月1日を適用年月日として同月分からの保護費を変更する本件処分を行った。
- 4 令和2年9月11日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、保護費の額が少なく、アパート代も払えないので、本件処分は違法又は不当であるから、本件処分を取り消すべきというものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

- (1) 審査請求書には、不服とする処分及び処分庁を特定するに足る記載がなく、かつ、その「不服の趣旨及び理由」欄においても、各扶助額等と生活にかかる経費のみが記載されているだけで処分の違法又は不当の理由となっていないものの、推測するに、処分庁の本件処分について、家計の収支を比較して収入が不足しているとの主張と思われる。

- (2) その上で、審査請求人が生活費が不足していると感じているのは、家計の支出が大きいこと及び基礎控除の適用がなくなったことが理由と考えられるが、これは審査請求人の家計管理等の問題である。
- (3) 本件処分は、法及び保護基準に沿って適正に行われたものであって、審査請求人の最低生活費を満たすものである。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- 2 具体的には、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）等に従い、保護基準に基づいてその者の属する世帯の最低生活費を算定し、この金額とその世帯の収入とを比較して、その世帯の最低生活費のうちその世帯の収入（収入充当額）で補えない部分、つまり最低生活費から収入充当額を差し引いた差額を生活保護費として支給することとなっている。
- 3 就労に伴う収入認定額からの基礎控除については、次官通知第8の3の(4)において、勤労収入を得ている者等に関し「勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」に額を認定すること。」として、勤労に伴う必要経費を基礎控除として収入認定額から控除すべきことを規定している。

なお、この「基礎控除額表」では、収入金額別区分に応じた基礎控除額が定められており、本件に適用されるものについて述べれば、○円から○円までの月額での収入に対する基礎控除額は○円と規定している
- 4 保護費として支給される住宅扶助について、法第14条においては、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」に対し、「住居」又は「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内で行うものと規定している。
- 5 この住宅扶助が支給される場合について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の(1)のAにおいては、「家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定する」と規定している。
- 6 また、住宅扶助の限度額に関し、本件に適用される基準について述べれば、平成26年4月1日から平成27年6月30日までに保護を開始した世帯について「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の基準額の認定について（通知）」（平成26年3月24日付け社援発0324第6号。以下「旧限度額通知」という。）においては、○級地（審査請求人の住所地はこれに該当）で

は月額〇円と規定しており、及び同年7月1日以降の住宅扶助の限度額について「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の認定について（通知）」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号。以下「新限度額通知」という。）の3においては、「本年（平成27年）6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、本年（平成27年）7月1日において引き続き住宅扶助を受けるもの（中略）が、上記（新限度額通知の）1及び2の住宅扶助の基準額の適用を受けた場合に、本年（平成27年）6月まで適用されている（旧限度額通知の）住宅扶助の基準額（以下「旧基準額」という。）の適用を受ける場合によりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討すること。」とし、この経過措置の一つとして「(1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として1(2)アただし書(ア)から(ウ)までのいずれか（同(ウ)は、「高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合」と規定）に該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない。」と規定している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 処分庁は、本件処分を行うにおいて、保護基準に基づき、生活扶助費〇円及び住宅扶助費〇円の合計〇円を最低生活費として算定し、及び次官通知第8の3の(2)のアの(ア)に基づき、老齢厚生年金〇円及び老齢年金生活者支援給付金〇円を収入認定した上で、審査請求人の平成27年9月分の保護費の支給額を〇円と算定したものであるところ、これに関し保護基準の適用に誤りは認められない。

イ よって、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和6年1月30日 審査庁が審査会に諮問

令和6年2月20日 第1回調査審議（第2部会）

令和6年3月19日 第2回調査審議（第2部会）

令和6年3月28日 答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求においては、処分庁も述べるとおり、審査請求人が本件処分を違法又は不当であるとする理由は必ずしも明らかではないが、審査請求書には「保護費の額が少なく、アパート代も払えない」（第4の1）とあり、処分庁は、このように審査請求人が考えた理由について「審査請求人の家計管理等の問題である」（第4の2の(2)）等というので、本件処分の基礎とされた審査請求人の家計の変動、主に令和2年8月に審査請求人に生じた勤労収入の喪失に係る事実等に照らし、処分庁のなした本件処分に法令等の適用上の誤りがないかどうかを以下検討する。
- 2 本件処分と令和2年8月に審査請求人に生じた勤労収入の喪失に伴う家計の変動との関係について
 - (1) 審査請求人は、第3に述べるとおり、負傷を原因として、令和2年8月に退職に至ったため、それまで得ていた勤労収入を喪失することとなった。

本件処分は、このことを基礎として、処分庁が、令和2年9月分から保護費の支給額を変更したものであるが、審査請求人の最低生活費については、いずれの月も〇円と算定され、かつ、審査請求人の年金収入の認定額にも変動がない（同月分の算定につき第6の1の(2)のア参照。なお、同年8月分の算定についても同様である。）から、当該各月間に生じた審査請求人の家計の変動については、専ら、勤労収入の喪失に伴い生じたものと認められる。
 - (2) このことを、審査請求人の具体的な家計の状況に照らしてみると、令和2年8月分の保護費については、処分庁は、審査請求人の勤労収入を〇円と認め、第5の3に述べる基準に従って、勤労に伴う必要経費〇円を当該収入額から控除したことが認められるから、家計の規模という点で見れば、同月の状況は、最低生活費〇円に必要経費〇円を加えた〇円であった。

一方、令和2年9月分の保護費については、審査請求人に生じた勤労収入の喪失により、上記の基準の適用上、勤労に伴う必要経費を控除することができなくなったため、同じく家計の規模という点で見れば、同月の状況は、最低生活費〇円のみとなったことが認められる。
 - (3) 以上の事実については、審査請求人にとってみれば、本件処分に起因して、令和2年9月分の家計における支出の規模を、前月に比して、必要経費の額に相当する〇円分縮小させる必要が生じたものと見ることができるので、そのこと自体を否定するものではないが、もとより、この部分は、勤労に伴う必要経費として収入額を控除することが認められている部分であって、勤労のいかんにかかわらず最低生活費として保障された部分ではない。

(4) さらに、処分庁には、本件処分に関する上記の基準の適用に関し、何らかの誤りがあったということもない（なお、住宅扶助の額に関する部分に関しては、3において別に検討する。）から、審査請求人が審査請求書において述べた「保護費の額が少なく、・・・」との主張は、審査請求人の所感を述べるものであって、本件処分の違法又は不当の理由をいうものとは認められない。

3 本件処分における住宅扶助の額が適正かどうかについて

(1) 審査請求書において「保護費の額が少なく、アパート代も払えない」（第4の1）とあることについては、本件処分による住宅扶助の額が法令等の基準に照らし違法又は不当であるとする審査請求人の主張とも捉えられるため、この点についても検討しておく。

なお、本件処分時において審査請求人が居住していた住居の家賃の具体額については、本件審査請求において、これを証することができる書類等は提出されていないが、審査請求書に「アパート ○円」との記載があり、特段これを否定する証拠等もないから、ここでは、当該額が審査請求人の家賃の額であるとみて検討を行うこととする。

(2) ところで、審査請求人に適用されるべき住宅扶助に関する基準については、第5の4から6までに述べるところであり、審査請求人については、次の事実が認められる。

ア 審査請求人の保護開始年月日は、平成26年5月19日であるから、審査請求人は、当時、旧限度額通知の適用を受ける者であったこと。その際、審査請求人の住所地（○級地）の住宅扶助の限度額（旧基準額）は、月額○円であったこと。

イ 本件処分時においては、審査請求人は、新限度額通知の3に定める経過措置の適用を受け得る者であり、かつ、当該経過措置の適用がない場合における新限度額通知による住宅扶助の限度額である月額○円（単身、○級地、高齢者等）を超える額の月額○円（旧限度額通知による旧基準額）の住宅扶助を受給していたと認められるから、このことにより、処分庁の裁量判断に基づき、実際に当該経過措置の適用を受けていたものと認められること。

(3) (2)の事実から、審査請求人は、現に当該経過措置の適用を受け、月額○円の住宅扶助の受給を受けていたところであるが、当該住宅扶助の額は、審査請求人の家賃の額として審査請求書に記載された「アパート ○円」には、達していない。

(4) しかし、処分庁は、本件処分において旧限度額通知により支給される住宅扶助について、上記の経過措置を適用し、その裁量上取り得る住宅扶助の限度額である月額○円を支給していたので、処分庁には、本件処分に関する上記の基準の適用に関し、何らかの誤りがあるとはいえず、よって、審査請求人の家賃の額が住宅扶助の限度額を上回っていたことが事実であったとしても、それは、本件処分の違法又は不当の理由となるものではない。

4 以上のとおり、本件処分は、第5の法令の規定等に照らし適切に行われたものと認められ、違法又は不当な点は何ら認められない。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳